

[シニアフォレスター会議]

全 体 報 告

——「横浜森林・林業宣言」を採択——

林野庁海外林業協力室

1. はじめに

前号でお知らせしたとおり、熱帯林の保全と持続可能な経営の確立をテーマに横浜市で開催された「シニアフォレスター会議」については、熱帯林の保全と持続可能な経営のための行動計画である議長サマリー（議長による会議の集約）及びこの行動計画を実施するフォレスターの決意を表明した横浜森林・林業宣言を採択して成功裡に閉幕した。

本号では、会議の詳しい報告を行うとともに、本会議を記念して開催された周辺行事についても紹介することとしたい。「シニアフォレスター会議」及び周辺行事については、ITTO（国際熱帯木材機関）、神奈川県、横浜市及び森林林業関係者のご協力をいただいた。

2. 会議の背景・経過

(1) 热帯林問題を巡る状況

近年、地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球的規模での環境問題に世界的な関心が高まってきており、地球環境の保全に果たす森林の役割、とりわけ熱帯林の重要性が強く認識されるようになってきている。

熱帯林は、熱帯地域の住民の生活に不可欠な薪炭材などの林産物を供給するとともに、水資源のかん養や洪水防止などの機能によって地域の環境を保全するなど地域の発展の基盤となる重要な資源となっている。一方、二酸化炭素の固定を通じた温暖化の防止、貴重な遺伝子源の保全など、地球的規模での環境保全にも大きな役割を果たしている。

こうした熱帯林は、世界の森林面積約 41 億 ha のうち、約半分の 19 億 ha

Overseas Forestry Cooperation Office, Forestry Agency : Outline of the Conference of Senior Foresters

(疎林を含む) を占め、このうち、熱帯アメリカに約9億ha、熱帯アフリカに約7億ha、熱帯アジアに約3億ha存在しているとされている。1990年のFAOの作業経過報告によれば、熱帯林は毎年1,700万haと急激に減少しており、熱帯林の保全・造成が国際的に対処すべき緊急の課題として様々な国際会議で議論されているところである。

(2) 热帯林問題に関する国際的取り組み

熱帯林問題へのアプローチについては、熱帯林を有する諸国の管理・経営努力に加え、FAO、ITTOなどの国際機関、JICA、CIDA、USAID等の各国の国際協力機関により、開発途上国、熱帯木材生産国に対する協力プロジェクト等の形態で進められてきた。中でも総合的かつ世界的規模で進められてきたTFAP(熱帯林行動計画)の策定(FAO、UNDP等の提唱)、熱帯林管理・経営ガイドラインの策定(ITTO)について、これらの実施、定着が問題解決に大きな役割を果たすものと強い期待がかけられている。

一方、一連の地球環境問題については、国際社会における共通の目標として、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催予定の「環境と開発に関する国連会議」(いわゆる地球サミット)が準備されており、国際的な協調、協力によってその対策を推進していくとする動きが活発化している。このような状況のなかで、世界の森林資源の保全と造成に関し、条約や憲章など、何らかの国際的な取り決め又は合意を策定するとともに、特に減少の著しい熱帯林について国際的な行動計画をいかに進めていくかということが課題となっている。

(3) 「熱帯林問題に関する懇談会」の設置

こうした背景の下、1989年10月に大来佐武郎氏を座長として設置された「熱帯林問題に関する懇談会」は、一昨年5月の中間報告において、わが国の熱帯林問題に対する取り組みの方向を示した上で、熱帯林問題解決のための行動理念「緑の地球経営」と今後の海外林業協力の具体的行動等について提言を行った。

この中で、「環境造林」の推進や保続的な森林施業技術の普及定着、社会林業の推進など従来の協力活動の枠拡大の必要性が強調されるとともに、「緑の地球経営」の具体化のためには、熱帯林問題の解決に向け、人類の英知を結集し、対話と協調を推進し、国際的な合意と行動指針を形成する場としての「緑の地球経営シニアフォレスター会議」を緊急に開催し、持続可能な開発技術である択伐による熱帯林の保全、失われた緑の回復等、技術合理性に基づく各種

行動が担保され得るよう、各国・各國際機関間のネットワークづくりの必要性が提言された。

「熱帯林問題懇談会」のなかでは、熱帯林問題には基礎的情報の不足や生態学的にも未知の部分があり、解決すべき問題が山積しているが、長期的な行動目標を設定し、現時点で最もフィージブルと判断される行動を遅滞なく開始することが重要であること、そのためには最もフィールドオリエンティッドであり、実践的なアプローチに基づく森林・林業政策の形成が必要であり、世界各国で森林管理の責任を担うフォレスターが国際的に合意され得る技術合理性に基づく緊急行動と、長期的な対応戦略を追求すべきであるとの議論がなされた。

(4) シニアフォレスター会議事務局の設置

この提言を受け、林野庁では平成2年10月に林野庁計画課海外林業協力室内にシニアフォレスター会議準備事務局を設置し、新たに2名の事務局員を配置し、所要の予算要求を行うなど、全庁をあげてその準備に取り組んできた。

またシニアフォレスター会議の開催については、熱帯林の保全と経済成長の両立について幅広く取り組んでいる国際熱帯木材機関（ITTO）との共催とすることとし、同年11月の理事会（横浜市）に提案し、承認を得た。同年12月にはITTO事務局長より関係各国に会議開催通知を発送し、林野庁長官より各国に会議招待状を発出するなど林野庁とITTOとの緊密な連携の下、会議開催に向けて取り組んできた。

3. 会議の概要

(1) 目的

熱帯林の急激な減少に対処するため、世界各国の森林管理の責任を担う森林林業技術者及び関連分野の専門家が一堂に会し、熱帯林の保全と持続可能な経営の推進について、森林経営に関するITTOのガイドライン等実践的具体な対策について技術的見地から討議を行い、熱帯林問題に関する国際的な協調行動の促進に資することを目的とする。

(2) 参加者

海外からは41か国、12国際機関等から99名の森林・林業技術者や関連分野の専門家が参加した。アジア太平洋諸国から11か国、アフリカから10か国、中南米から9か国の参加が得られ、まさに世界的規模の専門家会合となつた。

(3) 会議の議題

シニアフォレスター会議は、熱帯林の持続可能な森林経営を確立し、実際に現場での効果的な行動に結び付けるためには、これらに関連する重要な課題について、フォレスター及び関連専門家の間での検討・協議が必要であるという考え方に基づいています。これは持続可能な森林経営の確立に責任を負い、計画がうまく機能しない実際的、行政的問題を把握し、問題を克服する対策を講ずるためにシニアフォレスターが果たす役割はきわめて大きいと認識するからである。

このような認識に基づき、あらかじめシニアフォレスター会議準備事務局では、シニアフォレスター会議で議論する課題をポジションペーパーとして整理し、会議参加者に送付した。

このポジションペーパーでは、シニアフォレスター会議を全体会合と4つの分科会で構成することとし、全体会合は各分科会に共通する課題の討議及び会議成果の取りまとめを行うこととした。事務局で準備した各分科会及び全体会議の課題の項目は次のとおり。

第Ⅰ分科会：「天然林経営—政策と施策」議長 R.M. ウマリ（フィリピン）

- ① 土地利用と森林計画
- ② 森林計画の実効性の確保
- ③ 今後のコンセッションシステムのあり方
- ④ 慣行利用との調整

第Ⅱ分科会：「天然林経営—施業体系の確立」議長 M.N. サレ（マレーシア）

- ① 保続経営のための択伐・更新作業
- ② 集運材・林道設計
- ③ 優良技術普及定着のための方策

第Ⅲ分科会：「生物学的多様性の保全」議長 J.C. デュボア（ブラジル）

- ① 保全のための設計法と管理技術
- ② 利用の制限に関する地域住民との調整
- ③ 生物学的多様性保全のための管理経営基準

第Ⅳ分科会：「造林の推進」議長 J.F. ロダス（コスタリカ）

- ① 造林実施計画の策定実行
- ② 住民参加による地域環境保全のための造林の推進
- ③ 産業造林の推進
- ④ 国土保全・水源林造成のための造林の推進

全体会議 議長ワルトノ・カドリ（インドネシア）

- ① 各分科会にまたがる横断的課題の検討
- ② 持続可能な管理経営の推進に向けた国際協力課題
- ③ 実践的行動等の取りまとめ

(4) 会議の日程

「シニアフォレスター会議」の会議の日程は表-1 のとおりである。

会議初日は、近藤農林水産大臣によるステートメントに始まり、小澤林野庁長官、フリーザイラー国際熱帯木材機関事務局長によるステートメントに引き

表-1 シニアフォレスター会議等日程

| 会 議 | 関連行事 |
|--|--|
| 7月 22日 受付開始 | 19:00 緑と水の森林基金チャリティコンサート（東京営林局「木のアトリウム」） |
| 7月 23日 | |
| 13:30～18:00 全体会合 ステートメント（農林水産大臣） (林野庁長官) (ITTO) 基調演説（大来佐武郎元外相） 基調報告（FAO 森林資源部長他） | 18:00 林野庁長官主催レセプション |
| 7月 24日 | |
| 9:00～18:00 分科会 I 分科会「森林計画・施策」 II " " 「天然林施業技術体系の確立」 III " " 「種の多様性の保全」 IV " " 「失われた緑の回復」 | 13:00 ビデオ上映（第43回全国植樹祭，京都） 18:00 シニアフォレスターと日本の大学生との交流会 |
| 7月 25日 | |
| 9:00～16:00 分科会 16:00～18:00 全体会合 | 18:00 林業林産業団体主催レセプション |
| 7月 26日 | 7月 27日 |
| 9:00～18:00 全体会合 分科会報告 全体討議 議長サマリー採択 横浜森林・林業宣言採択 議長ステートメント 閉会 | 8:00～16:30 記念エクスカーション 神奈川県立21世紀の森 大雄山スギ林 13:00～17:00 記念シンポジウム (横浜新都市ホール) テーマ：熱帯林に優しいライフスタイル |

続き、大来佐武郎元外務大臣による基調講演が行われた。この基調講演では、“熱帯林問題については、すでに様々な会議で総括的な議論は出尽くした。熱帯林がなお急激に減少している現状に対し、今や具体的な行動に向けたステップを踏み出す時である。熱帯林問題には、基礎的情報や生態学的に未知な部分もあり、また意見の相違や利害の対立があるなど、その克服に向けて解決すべ

表-2 基 調 報 告

| 分科会 | 報 告 者 | テ ー マ |
|---------|--|--|
| I 分科会 | P. ランリー (FAO 森林資源部長) | 森林計画・施策のあり方について |
| II 分科会 | J.H. フランソワ (ガーナ森林局長) P. リングレン スウェーデン森林研究所 | ガーナの熱帯降雨林の更新技術について 熱帯林における伐木集運材について |
| III 分科会 | J. セイヤー (国際自然保護連合) | 種の多様性の保全について |
| IV 分科会 | E. ナルバエス フィリピン製紙会社社長 | フィリピンにおける産業造林の意義 |

き問題が山積しているが、大局的観点に立ち、長期的な行動目標を設定し、現時点で最もフィジブルと考えられる行動を遅滞なく起こすことが必要である。このため、最もフィールドオリエンティッドであり、実践的アプローチに基づく政策形成が可能であるフォレスターこそが国際的に合意されうる技術合理性に基づく緊急行動と長期的な対応戦略を追求・提唱し、国際コンセンサスの形成、グローバルレベルでの緊急行動の展開に貢献できる。このシニアフォレスター会議が契機となり、開発途上国、先進国、国際機関等が一層協力することにより、地域の実情に応じたローカルの行動が促進され、グローバルスケールの行動の展開に発展することを期待する。”との見解が示された。この後、各分科会のテーマ毎に5人の基調報告者により招待講演が行われた（表-2）。

2日目・3日目は、4つの分科会でそれぞれのテーマ毎に討議が行われた。討議は、ポジションペーパー（会議開催に当たって、あらかじめ、事務局において討議の論点などについて準備した資料）、ITTO ガイドライン等に沿って行われた。

3日目の16時からと4日目は全体会合に入り、各分科会に共通する課題の討議、各分科会の報告及び会議全体の取りまとめが行われた。

4. 討議の概要

各分科会においては、会議の参加者から33名ものボランタリーペーパーの提出があり、きわめて幅広い討論が行われ、各分科会毎に①フォレスターに要請される行動、②フォレスターと他分野との連携行動、③他の組織への

勧告等に区分して集約がなされた。全体会議では、各分科会の議長からその集約結果が報告され、これらは全体会議議長であるワルトノ・カドリ議長により「シニアフォレスター会議」の「議長サマリー」として取りまとめられた。また、熱帯林の持続可能な管理・経営に関するITTOガイドラインに直ちに実効性を与えるため、フォレスター自身が何をなし得るかということについて、その目標とフォレスターの行動を起こす決意とを表明した横浜森林・林業宣言を探査した。

(1) 分科会毎の討議の概要

第Ⅰ分科会

国及びそれ以下のレベルの土地利用、森林政策及び計画についてコンセッション制度と森林の慣行的利用に特に留意しつつ討議された。討議では、会議ポジション・ペーパー、ITTOガイドライン及び多数のボランタリー・ペーパーに沿いつつ、生物学的、社会経済的そして政策的局面の接点に焦点があてられた。ポジション・ペーパーにおいて示された持続可能な経営の概要とITTOガイドラインに記述された基本原則と行動勧告は分科会により受け入れられた。本分科会による勧告事項は次のとおりである。

- (a) 政策決定プロセスへのフォレスターの一層の参加を図る。
- (b) フォレスター及び森林担当機関は適切な情報を把握し、長期的、総合的、環境的に適切で多分野に亘り、かつ住民参画が可能な土地利用計画、森林管理・経営計画を策定する。
- (c) コンセッション制度は、持続可能な経営と保全及び森林に依存している地域社会の権利について特に考慮しつつ、改訂し、明確な規定を設ける。
- (d) ITTOは、森林の慣行的利用と、その森林管理・経営計画における位置づけを明確化する方策を策定する作業グループを設けるべきである。

第Ⅱ分科会

森林の持続性を左右する重要な役割を施業が担っている。すべての森林の将来の姿は、現在実際行われている施業活動に左右される。森林施業は個々の独立した手法というより連年にわたる継続的な活動であり、全て関連していると見なければならない。しかしながら個々の活動の影響は、持続（保続）性と経済全体の要請を満たす観点から検討されなければならない。本分科会は、持続（保続）性を達成するために現場においてなすべきことが多いことを確認した。三大陸での経験によれば、すべての熱帯林に共通する包括的な処方や手法はな

く、地域毎に適用する個々の活動が必要である。保続性を担保する科学的知見と技術は存在するが、その適用の手順、規則、規制を実行するコミットメントが必須である。

現場でどのような施業がなされているかということにかかわらず、熱帯林が驚くべきスピードで劣化しており、持続的な経営を行っている現場が非常に少ないという事実に懸念を有している。

職業的規律と信頼性は適切なインセンティブとペナルティにより強化され、然るべく法規により補完され、さらにはフォレスターの責任はその職業的行動規範としてまとめられるべきことが合意された。さらに、伐採後の造林や植林を担保するモラル上の責任が伐採者（林業会社）にあり、これを誘導するため法規を含む適切な措置がなされなければならない点が合意された。伐採は造林の第一歩であると考えられ、常に専門フォレスターの密接な監督の下に実施されなければならない。経営体は、持続的な管理・経営という観点から必要な事項をよく理解しなければならないし、それは組織全体に理解されていなければならぬ。現場作業の全ての場面において、特に伐採については訓練、研究開発そしてその普及により改善されなければならない。

第Ⅲ分科会

3つのボランタリーペーパーが提出された。生物学的多様性の保全に関する主要な意義付けが、完全に保護する森林を設定する必要性とともに討議された。また、全ての会議言語（英、仏、西）テキストによる配布はできなかつたが、IUCN がまとめた保護地域の設定及び優先順位についての報告が紹介された。

保全地域の最小面積割合について検討されたが、全体の面積確保よりも保護の有効性、小面積であっても代表的生態（生物学的多様性）を網羅していることが重要とされた。

代表的な国々（ブラジル、ガボン、コート・ジボアール、インドネシア）における保全対策について討議され、また自然保全地域協定、例えば ASEAN 自然保全協定、中央アフリカ自然生態系保全プロジェクトについても検討が行われた。

こうした討議、検討を通じ、多くの国々において生物学的多様性を保護する森林を十分確保することが出来ない状況にあることが認められた。従って、木材その他の林産物生産のために注意深い管理・経営の行われている人為の加わった（Modified）森林の中に、戦略的に完全に人為を排した保全地域を設けることが求め得る最善の状況であり、この Modified された森林が保全地域に

に対する緩衝地域となり、また、保全地域間を結ぶ回廊となることが期待される。

また一次高木林に限っていえば、工業用木材の大量生産よりもむしろ高価格木材の少量生産、あるいは木材以外の林産物生産に向けた熱帯降雨林の管理・経営を長期的に指向していくことが、生物学的種の多様性の保全を図る上でより望ましいことが指摘された。また本分科会では、ITTO のガイドライン（生物学的多様性保全の GL）案に示された保全方法のうち、多様性保全のために果たす生産森林の役割を最適化するための措置について、いくつかの提案をまとめた。

地域社会の森林の保全及び開発における権利及びこれに対する参画の重要性について討議され、次の三つの原則が掲げられた。

- ① 伝承的居住地域から住民を移動させることは避ける。
- ② ライフスタイルのいかなる改変においても自主性を尊重する。
- ③ 有効な参画（森林保全及び開発活動に対する）を得るために実質的な利益を供与する。

第IV分科会

この分科会は、産業目的の植林のみならず、地域の基礎的生活のニーズを満たすための多様な利用と結びついた生産活動や、プランテーションを含む森林・林業が地域開発において果たす役割の重要性について検討し、地域の住民との協調が植林計画及び発展の中核となることを確認した。

討論は、経済的に、また環境面からの損失を最小化するため、フォレスターの取り組みの改善、教育、訓練；「債務救済基金による熱帯の環境造林投資の合目的性」についての研究開発の促進；貧困、森林減少、そして債務の間の関連についての研究；普及システムの活性化または創設；社会、経済及び技術情報へのアクセスの確保を進めることを中心に行われた。

18か国、35名を超える分科会参加者を得て、主として植林計画、林業による地域開発、植林の展開に関する10のボランタリー発表を受け、討議した。この討議を通じ、分科会は個別に実施できる行動が非常に少ないことを確認した。

分科会は ITTO の植林推進ガイドライン案に示された71項目のうち、41項目について積極的に取り組むべきものと確認した。また、全体の行動項目のうち82%はフォレスターが参画するものであり、このうち議論の対象としたものの60%以上はフォレスターの役割以外の分野または職掌を含んでいた。

分科会の詳細検討により、ITTO 植林ガイドライン案に対し一連の追加すべ

き行動と、案に示された原則及び推進すべき行動に対し種々の改善、追加すべきことを取りまとめた。

(2) 全体会議の概要

「熱帯林の持続可能な経営」は、達成可能であり、生物資源の保全、環境保護、木材をはじめとする様々な林産物の生産など幅広い経営目的を達成することができる。林業は、森林の保全と持続可能な経営をすべて扱うものであり、この原則を無視すれば、それは林業ではなく単なる資源収奪に過ぎない。

4つの分科会討議を通じ、林業以外のセクターをも含む総合的な取り組みなど、熱帯林の持続可能な経営の達成に向けた多くの行動が議論された。この中で、まずフォレスターが直ちに実行し得る行動を中心にコンセンサスが形成された。持続可能な経営を達成するためには、各国において、また国際的にも多くの支援を必要とするが、自らの行動計画を次のとおり取りまとめた。

(議長サマリー)

私が、今、言及した制約や基準の下で我々が実行できる、あるいは実行しなければならない最も重要な行動は、以下の通りである。

① 持続可能な森林管理・経営のあらゆる態様に適合した国別森林管理・経営ガイドライン、伐採施業基準を策定すること。

② 必要とあらば、我々が現実的にアセスメントを行い、如何なる区域を森林として残すか、又、一定の期間の中で森林から他に転用させるか、さらには全体あるいはその大部分について産業用木材の生産や現在あるコンセッション契約を保留する地域とするか等の森林地域の利用区分に基づき、保続収穫管理・経営の単位を策定すること。

③ こうした管理・経営単位毎に、今後の長期保続を行い得る年間許容伐採量を推計し、さらにこれを集計し国全体の持続可能な生産量を算出する。この場合、保全地域の設定や規制を取り込みつつ、特に森林に依存する人々と関連した木材以外の生産物や社会的役割、環境の質及びレベルを維持、増進する。

④ 持続可能な年間許容伐採量と、現在あるいは契約上の生産量とのいかなる乖離についても広くかつ頻繁に公表すること。

⑤ (生態的維持のために除外されない限りにおいて) 選木方式、生産量制御、林分の階段状分布に特に留意し、生産木材の質と量、木材以外の価値の状態を維持するため、現在入手可能なデータに基づき造林技術システム、管理・経営

(注) III分科会については本誌に別に紹介されているが、II、IV分科会については「林業技術」No. 596 (1991. 11) の記事を参照されたい。

体制そして伐採順序（列区）を適用する。

⑥ 天然林の補完として人工林推進プログラムの下で、森林に戻すべき地域を特定する。

⑦ 単に人々が何を行っているかをモニターするのみでなく、彼らの行動により森林の生態系に如何なる変化が起こりつつあるか、また、その影響がある限度を超える前に、是正措置が採られるシステムとともに、モニタリングを行う内部組織を設立する。

⑧ 最も経験を積んだ人々が、持続可能な管理・経営に影響を与える現場作業の全てを実質的に監督し、また、そのために彼らが現場に赴き滞在し、指定された手法の適用ならびにコンセッション契約の条件及びその適用に対する裏付けを与えるため、職員の再配置及び彼らの職務と権限を再編成する。

⑨ 我々の職員の職務行動規範を策定・適用し、これを遵守し、責務を明らかにする。

（横浜森林・林業宣言）

シニアフォレスター及び関連分野の専門家会議は 1991 年 7 月 23 日から 26 日まで横浜に集い、熱帯林の持続可能な管理・経営の ITTO ガイドラインに直ちに実行性を与えるため我々に何がなしうるかを検討した。

この結果、我々は次の通り宣言する。

第一に、熱帯林は、産業用木材の生産のため、木材以外の生産物、生物種の多様性を保全、そして他の環境的、人間的価値の実現のため持続可能な管理・経営の下に取り込まれる可能性を有している。

第二に、持続可能な管理・経営に向けた動きは、緊急を要する問題として加速する必要がある。

第三に、我々自らの資金・人材及び権限の範囲内のみで、多くの地域で持続可能な管理・経営をもたらすであろうが、それは、レベルに於いても、質的にも、ある初原的な成果に過ぎない。

第四に、あらゆる地域に於いて持続可能性の成果をより高度に、かつ、より適切なレベルと質に引き上げるためにには、我々がこれまで得てきた、そして現在受けているよりも、より多くの資金・人材、より多くの努力、より多くの支援が必要である。

第五に、この支持等に関連して、多くの分野に亘る土地利用計画策定に重点を置き、この中に於ける森林・林業の構成要素について強化する。

第六に、植林は、天然林の持続可能な管理・経営の達成のための重要な補完

手段である。

第七に、持続可能な管理・経営の達成のために、地域の住民・社会の参画は必要不可欠であり、ひいてはこれが地域農山村地域の発展に大きな役割を果たす。

最後に、我々は、上記の目標に向けた行動を直ちに起こし得る立場にあり、また、行動を起こす決意をここに固めた。

5. 会議の成果

まず第一に林野庁の呼掛け（ITTOとの共同であるが）により、100人近い海外のフォレスターが参加したことである。これまでにFAO等の国際機関が主催した会議では森林・林業の専門家ばかりではなく、外交官をはじめとする事務職の者が多く、技術面からの論議を本格的に行う国際会議はこのシニアフォレスター会議が初めてであったことである。第二にこうした森林・林業の専門家による会議を開催したことは、フォレスター相互の横の連携を緊密にしたことである。お互いにフォレスターという共通の基盤のもとで山づくりの共通の問題をフランクに話し合えたことである。このため、第三の特徴として挙げられることは、これまでの国際会議において熱帯林の保全と持続可能な経営というテーマでいろいろな国際会議の場で取り上げられてきた議論は包括的な議論にとどまることが多かったのに対して、今回のシニアフォレスター会議では実際の具体的な現場での実際の森林の取り扱いにまで踏み込んだ議論がなされ、熱帯林問題の解決に向けて技術的立場からの国際的議論のたたき台を提供したことである。第四として森林の管理経営に責任を有するフォレスターが熱帯林の持続的な経営の達成に向けて世界各国のフォレスターが直ちに行動を起こすことにつき合意したことである。

シニアフォレスター会議の成果である「横浜森林・林業宣言」及び「議長声明」は、熱帯林の具体的な現場における実践的アプローチという技術的視点に立って、森林管理に責任を負う世界各国の森林行政の担当者が、熱帯林の保全・造成のために今何をしなければならないかということを自ら集約したという点で、今回のシニアフォレスター会議は多くの国際会議の中できわめてユニークな会議であったといえる。

本会議の成果は、本年9月にパリで開催された世界森林・林業会議に出席した近藤農林水産大臣、小澤林野庁長官が世界各国の閣僚級と意見交換を行った際に、熱帯林問題に関して今後とるべき方向として議論された。さらに本年ブ

ラジルのリオデジャネイロで開催が予定されている「環境と開発に関する国連会議」等に向けて、技術者としての専門家の立場からの具体的な提言として活用していきたいと考えている。

6. 関連行事の開催

シニアフォレスター会議においては、以上の会議本体とは別に、①ペリフェラル（昼の休憩時間や会議終了後の行事、表-3）が行われたほか、シニアフォレスター会議を記念して、22日には②「緑と水の森林基金チャリティコンサート」（東京営林局「木のアトリウム」コンサート実行委員会主催）、27日には③「シニアフォレスター会議開催記念シンポジウム」④「シニアフォレスター会議開催記念エクスカーション」（シニアフォレスター会議支援委員会主催）が実施された。

① 緑と水の森林基金チャリティシニアフォレスター会議開催記念グリーンコンサート

日時：1991年7月22日

場所：東京営林局「木のアトリウム」

主催：東京営林局木のアトリウムコンサート実行委員会

出演は、東京交響楽団。海外からの専門家約30名を含む240名が参加。

表-3 ペリフェラル一覧表

| 月 日 | 国 名 等 | 内 容 |
|-------|--|---|
| 7. 24 | パラグアイ ブラジル コンゴ JICA 林野庁 インド スウェーデン NGO 交流会 | パラグアイ中部におけるユーカリ造林 アマゾン地域のアグロフォレストリーと森林保全 コンゴ北部における森林開発 熱帯樹種の検索システム 日本の植樹祭 タミル地方の林業活動 明白な事実 世界のシニアフォレスターと日本の学生との討論会 |
| 7. 25 | 韓国 オーストラリア タンザニア | 韓国林業の紹介 オーストラリアにおける熱帯降雨林の針葉樹造林 タンザニア植林基金 |

② シニアフォレスター会議開催記念シンポジウム

日時：1991年7月27日

場所：横浜市新都市ホール（横浜駅東口そごう9階）

主催：シニアフォレスター会議支援委員会

パネリスト及び発表の主題

ワルトノ・カドリ（インドネシア林業省研究開発庁長官）

「21世紀における熱帯林の役割」

ムッサ・オビラ（タンザニア植林基金会長）

「アフリカの地域社会における森林の役割」

ジャン・デュボア（ブラジル・アグロフォレストリーネットワーク会長）

「アマゾンの熱帯林の経営と保全への新たな動き」

フリーザイラー（国際熱帯木材機関事務局長）

原 剛（毎日新聞社科学部長）

「世界の森林に目を向けよう」

中野良子（オイスカインターナショナル会長）

「青年と植林ボランティア活動」

小澤普照（林野庁長官）

「市民生活と世界の森林」

神足勝浩（JICA 参与）コーディネーター

本シンポジウムには約300名の参加者があり、活発な討論が行われた。

③ シニアフォレスター会議記念エクスカーション

日時：1991年7月27日

場所：神奈川県21世紀の森、大雄山最乗寺のスギ林

主催：シニアフォレスター会議支援委員会

海外からの専門家約30名が参加し、神奈川県21世紀の森において、記念植樹、木製看板の設置を行った。

7. おわりに

熱帯林の抱える問題の多くは、日本を含め、世界の森林に共通している問題も多く、また世界のフォレスターの間では、各国において実際の現場で森林を取り扱ってきた経験等という共通の土俵の中で、活発な議論が展開された。森林問題を扱ってきた多くの国際会議とは異なり、南北問題的対立が見られなかったのも本会議の特徴の一つであった。

わが国の主導によりシニアフォレスター会議が成功したのは、これまでに達成した国内の 1,000 万 ha という人工林の造林実績と、十数年にわたる海外林業協力を通じて林業専門家相互の信頼関係があったことによると考えられる。

今回の会議は、わが国にとっても貴重な財産となるものであり、今後わが国が熱帯林の保全と造成に向けて更にその取り組みを強化していく新たな第一歩となるものである。

シニアフォレスター会議及び関連行事の開催に当たっては、多くの方々、団体の皆様にご支援、ご協力を頂きました。紙面を借りて厚くお礼申し上げます。

新刊紹介

◎西熱帯アフリカの森林昆虫学：ガーナの森林昆虫 (Michael R. WAGNER, S.K.N. ATUAHENE and J.R. COBBINAH ; Forest Entomology in West Tropical Africa : Forest Insect of Ghana. 1991, pp. 210, Kluwer Academic Publishers, Dordrecht 約 17,000 円)

K.A. SPENCER 編による Series Entomologica の 47 卷で、学生、林業家むけに森林昆虫学のテキストとして発行されたものである。第 1 章にはガーナの森林昆虫学の歴史と森林および林業の概要が紹介され、第 2 章 食葉性害虫、第 3 章 吸収性害虫、第 4 章 生立木の穿孔性害虫、第 5 章 花・果実・種子害虫、第 6 章 生丸太の穿孔性害虫と乾材害虫、第 7 章 シロアリ、そして文献、用語解説で構成されており、最後にガーナにおける林木（現地名付記）、シロアリの記録種の一覧表が加えられている。第 2 章以下の害虫については主な数種の形態、生活史、被害、防除が記述され、それ以外のものは表にまとめられ、加害樹種や習性などのコメントがつけられている。

表題と価格から多くの種類が網羅され、豊富な付図をもち、これによってかなりの種類の同定ができるものと期待していたので、多少当て外れの感である。半世紀程度の研究実績しかない熱帯地域の森林昆虫学に、そのようなマニュアルを望む方が無理なのかもしれない。それはともかく 2, 3 冊しかない熱帯森林昆虫のマニュアルのなかで、本書は西アフリカ地域の森林昆虫学の重要な解説書であり、現地の林業従事者だけでなく他の地域の森林昆虫学者にとっても貴重な本である。

（野淵 輝）